

第 15 回

上富良野町農業委員会総会議事録

令和 6 年 9 月 9 日

上富良野町農業委員会

第 15 回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 令和6年9月9日(月) 午後4時00分から午後4時37分

2 場 所 JAふらの北エリア上富良野事務所 2階 役員会議室

3 出席委員 名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	長谷川岩夫	2	春名 正義	3	荒 仁
4	荻子 弘記	5	對馬 徹	6	前田 満
7	沼沢 春美	8	向山 直	9	菊地 信幸
10	内田 透	11	谷口 弘道	12	佐藤 良二
13	井村 昭次				

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第2 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第3 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について
日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第5 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

7 農業委員会事務局職員

事務局長	林下 里志	主事	川崎 琢巳
------	-------	----	-------

8 会議の概要
開会（午後4時00分） （着席）

開会の宣言

事務局長 全員ご起立ください。「礼」ご着席ください。
只今より、第15回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、13名であります。
定数に達しておりますので、これより第15回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。 「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、
3番 荒 仁 君 4番 荻子弘記 君 を指名いたします。

議長

日程第2 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。
議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局

議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の合意解約申し出のあった次の件について、審議を求めます。

令和6年9月9日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされ、賃貸借権の解約が成立しております。以下、議案第1号朗読。

なお、本件については、この後の議案第2号に係るものであります。

1番

貸主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、借主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計4筆。地目は公簿現況ともに畑及び田で、面積は4筆合計で21,840㎡です。土地の引き渡し時期は令和6年8月9日、内容は合意解約です。農地法第3条による賃貸借で、期間は平成19年4月27日まででした。

2番

貸主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、借主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに田で、面積は1筆合計で330㎡です。土地の引き渡し時期は令和6年8月31日、内容は合意解約です。農地法第3条による賃貸借で、期間は令和4年11月30日まででした。

3番

貸主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、借主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに田で、面積は1筆合計で3,351㎡です。土地の引き渡し時期は令和6年8月31日、内容は合意解約です。農地法第3条による賃貸借で、期間は令和4年11月30日まででした。

4番

貸主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、借主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに田で、面積は1筆合計で2,434㎡です。土地の引き渡し時期は令和6年8月31日、内容は合意解約です。農地法第3条による賃貸借で、期間は令和9年11月30日まででした。

議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第1号 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することに

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第3 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。

諮問第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局

諮問第1号について、ご説明いたします。

〇〇地区農用地利用改善事業実施組合他より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、旧農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

令和6年9月9日提出 上富良野町長 斉 藤 繁

農用地利用集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。

以下、諮問第1号朗読。

賃2番

出し手、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23の公益財団法人北海道農業公社さん、土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計22筆。地目は公簿が山林、畑で現況は畑。面積は22筆合計で271,179㎡です。事業は農地保有合理化事業の特例事業です。事業参加予定者は、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。

賃3番

出し手、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23の公益財団法人北海道農業公社さん、土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計8筆。地目は公簿現況ともに田で、面積は8筆合計で43,040㎡です。事業は農地保有合理化事業の特例事業です。事業参加予定者は、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。

所13番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに田で、面積は1筆合計で1,630㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。移転時期は令和6年9月10日で、支払い方法は口座振込、支払い時期は令和7年2月28日、引き渡し時期は対価の支払い日です。

議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第1号 賃2番について、提案に関する補足説明を願います。

「4番、荻子弘記 委員」

荻子委員

4番 荻子です。諮問第1号 賃2番について、補足説明いたします。

出し手 札幌市中央区 公益財団法人北海道農業公社。
受け手 ○○○○の○○○○さん。
所在地は、○○地区の○○○○沿いになります。

農地保有合理化事業による公益財団法人北海道農業公社との5年間の賃貸借契約で
期間満了後に売渡しとなります。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 賃2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

諮問第1号 賃3番、所13番について、提案に関する補足説明を願います。
「8番、向山 直 委員」

向山委員

8番 向山です。諮問第1号 賃3番、所13番について、補足説明いたします。

賃3番

出し手 札幌市中央区 公益財団法人北海道農業公社。
受け手 ○○○○の○○○○さん。
所在地は、○○地区の○○○○沿いになります。

農地保有合理化事業による公益財団法人北海道農業公社との5年間の賃貸借契約で
期間満了後に売渡しとなります。

所13番

出し手 ○○○○の○○○○さん。
受け手 ○○○○の○○会社○○○○さん。
所在地は、○○地区の○○○○沿いになります。

○○○○さんの規模縮小に伴い、売買することとなりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 賃3番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第1号 所13番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第4 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
議案第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局

議案第2号について、ご説明いたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき、許可の可否について審議を求めます。

令和6年9月9日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。

以下、内容を朗読。

1番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計20筆。地目は公簿現況ともに田及び畑で、面積は20筆合計で183,232㎡です。権利移転・設定の理由は使用貸借となりました。

2番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計2筆。地目は公簿現況ともに田で、面積は2筆合計で10,409㎡です。権利移転・設定の理由は賃貸借となりました。

3番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計3筆。地目は公簿現況ともに田で、面積は3筆合計で6,187㎡です。権利移転・設定の理由は賃貸借となりました。

4番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに田で、面積は1筆合計で330㎡です。権利移転・設定の理由は賃貸借となりました。

5番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに田で、面積は1筆合計で3,351㎡です。権利移転・設定の理由は賃貸借となりました。

6番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに田で、面積は1筆合計で2,434㎡です。権利移転・設定の理由は賃貸借となりました。

7番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに畑で、面積は1筆合計で3,294㎡です。権利移転・設定の理由は売買となりました。

8番

出し手、財務省の北海道財務局 旭川財政事務所 所長 田口 明宏さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計3筆。地目は公簿現況ともに田で、面積は3筆合計で7,692㎡です。権利移転・設定の理由は売買（国有地払下げ）となりました。

9番

出し手、財務省の北海道財務局 旭川財政事務所 所長 田口 明宏さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計6筆。地目は公簿現況ともに田で、面積は6筆合計で5,741㎡です。権利移転・設定の理由は売買（国有地払下げ）となりました。

10番

出し手、財務省の北海道財務局 旭川財政事務所 所長 田口 明宏さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計2筆。地目は公簿現況ともに田及び畑で、面積は2筆合計で2,024㎡です。権利移転・設定の理由は売買（国有地払下げ）となりました。

議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第2号 1番、2番、3番、4番、5番、6番 について、提案に関する補足説明を願います。

「4番、荻子弘記 委員」

荻子委員

4番 荻子です。議案第2号 1番、2番、3番、4番、5番、6番 について、補足説明いたします。

1番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇沿い他 となります。

使用貸借をしておりましたが、その一部を今回、第三者に賃貸することとなり、合意解約をして、改めて使用貸借することになりました。

2番

出し手 ○○○○の○○○○さん

受け手 ○○○○の○○○○さん。

所在地は、○○地区の○○○○沿い となります。

○○○○さんの再処分に伴い、○○会社○○○○と賃貸借することとなりました。

3番

出し手 ○○○○の○○○○さん

受け手 ○○○○の○○○○さん。

所在地は、○○地区の○○○○沿い となります。

○○○○さんの規模縮小に伴い、○○会社○○○○と賃貸借することとなりました。

4番

出し手 ○○○○の○○○○さん

受け手 ○○○○の○○○○さん。

所在地は、○○○○の○○○○沿い となります。

○○○○さんの再処分に伴い、○○会社○○○○と賃貸借することとなりました。

5番

出し手 ○○○○の○○○○さん

受け手 ○○○○の○○○○さん。

所在地は、○○○○の○○○○沿い となります。

○○○○さんの再処分に伴い、○○会社○○○○と賃貸借することとなりました。

6番

出し手 ○○○○の○○○○さん。

受け手 ○○○○の○○○○さん。

所在地は、○○地区の○○○○沿い となります。

○○○○さんの再処分に伴い、○○会社○○○○と賃貸借することとなりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 1番、2番、3番、4番、5番、6番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 1番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 3番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 4番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 5番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 6番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長

議案第2号、7番について、提案に関する補足説明を願います。
「10番 内田 透 委員」

内田委員

10番 内田です。
議案第2号 7番 について、補足説明いたします。

出し手 ○○○○の○○○○さん。
受け手 ○○○○の○○○○さん
所在地は、○○○○の○○○○横となります。

○○○○さんの再処分に伴い、○○会社○○○○さんと売買することとなりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 7番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 7番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

議案第2号、8番、9番、10番について、提案に関する補足説明を願います。
「11番 谷口弘道 委員」

谷口委員

11番 谷口です。
議案第2号 8番、9番、10番 について、補足説明いたします。

8番

出し手 財務省 北海道財務局
受け手 ○○○○の○○○○さん。
所在地は、○○○○地区の○○○○沿い となります。

基盤整備事業の実施に伴い、国有地払い下げにより、○○○○さんに売買することになりました。

9番

出し手 財務省 北海道財務局
受け手 ○○○○の○○○○さん。
所在地は、○○○○地区の○○○○沿い となります。

基盤整備事業の実施に伴い、国有地払い下げにより、○○○○さんに売買することになりました。

10番

出し手 財務省 北海道財務局

受け手 ○○○○の○○○○さん。

所在地は、○○○○地区の○○○○沿い となります。

基盤整備事業の実施に伴い、国有地払い下げにより、○○○○さんに売買することになりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 8番、9番、10番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 8番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 9番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 10番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長

日程第5 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

議案第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局

議案第3号について、ご説明いたします。

農地法第4条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求める。

令和6年9月9日提出 上富良野町農業委員会 会長 井村昭次

もともと山林だったところを切り開いて、農地として耕作していましたが、所有者の希望により、カラ松の植林による転用申請となりました。

審議の資料として、農地法第4条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

1番

土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計2筆。地目は公簿が山林で現況は畑、面積は2筆合計で38,900㎡です。土地所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。転用区分は農用地区域外で、工事計画は植林38,900㎡。転用理由はカラ松の植林で、工期は許可日から令和7年11月1日までです。

議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第3号、1番について、提案に関する補足説明を願います。

「9番 菊地信幸 委員」

菊地委員

9番 菊地です。議案第3号、1番について、補足説明いたします。

土地所有者及び申請者は、上富良野町〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇〇〇地区の〇〇〇〇付近、〇〇〇〇との境界部分になります。

申請地は山林に囲まれた急傾斜地で、日照時間も短く作業効率の悪い土地柄で、且つ、他の経営農地から離れた飛び地であるため、カラ松の植林をすることとなりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第3号 1番について、これより質疑に入ります。

對馬委員

公簿が山林であるが、転用する必要があるのか。

事務局

農地台帳上は農地であり、その地目を変更するためには総会にかける必要がある。

議長

ほかにありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 1番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 本日の日程は、全て終了いたしました。

第15回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 全員ご起立ください。 「礼」

以上、諮問1件、議案3件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後4時37分

上記第15回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和6年9月9日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____